

生活保護のしおり

—生活に困っておられる方に—

広島市



【広島市の花＝キョウチクトウ】

原爆により75年間草木も生えないといわれた焦土にいち早く咲いた花で、当時復興に懸命の努力をしていた市民に希望と力を与えてくれました。

(相談日) 令和 年 月 日

(西暦)

あなたの地区担当員（ケースワーカー）は_____です。

査察指導員（係長）は_____です。

電話番号 _____

生活保護制度とは

私たちの一生の間には、病気になったり、仕事を失ったり、生計の中心者が亡くなったり、事故にあったり、いろいろな事情のため生活が苦しくなってどうにもならなくなることがあります。

このようなとき、国が憲法の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、生活の向上をはかっていけるよう援助するのが生活保護制度です。

生活にお困りの方は、遠慮せず福祉事務所か地区民生委員にご相談ください。相談された内容についての秘密は固く守ります。

生活保護を受けるためには

生活保護を受けるためには、まず次のような努力をしてください。それでもなお最低限度の生活ができない場合に、不足分を生活保護で援助することになっています。

- ① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。（稼働能力活用）
- ② 活用できる資産は、生活費にあててください。（資産活用）
（例えば、預貯金、有価証券、生命保険の解約返戻金、生活に直接必要のない土地・家屋、自動車などは、原則として保有が認められない資産です。）
- ③ 年金、手当など他の法律や制度で給付が受けられる場合は、それを先に受けてください。
（他法他施策の活用）

【扶養義務者からの扶養援助について】

民法上の扶養義務者である、親、子ども、兄弟姉妹などからの扶養援助は、保護に優先して行われるものとされているので、援助を受けられるときは、その援助を受けてください。

【年金担保貸付について】

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後保護廃止となられた方は、再度年金担保貸付を利用し、その借入金を消費後、保護を申請された場合、月々の年金受給という利用可能な資産の活用を避けており、保護の要件を満たしていないと解されることから、原則として保護を受けることができません。

【暴力団員について】

現役暴力団員は、稼働能力活用の要件に適合せず、また、資産・収入の活用の要件を満たしていることが確認できないため、原則として保護を受けることができません。

【借金について】

生活保護を受ける前の借金を返済する必要がある場合には、地区担当員（ケースワーカー）と相談して、債務免除や返済延期の手続きなどを行うことを検討してください。

生活保護の種類

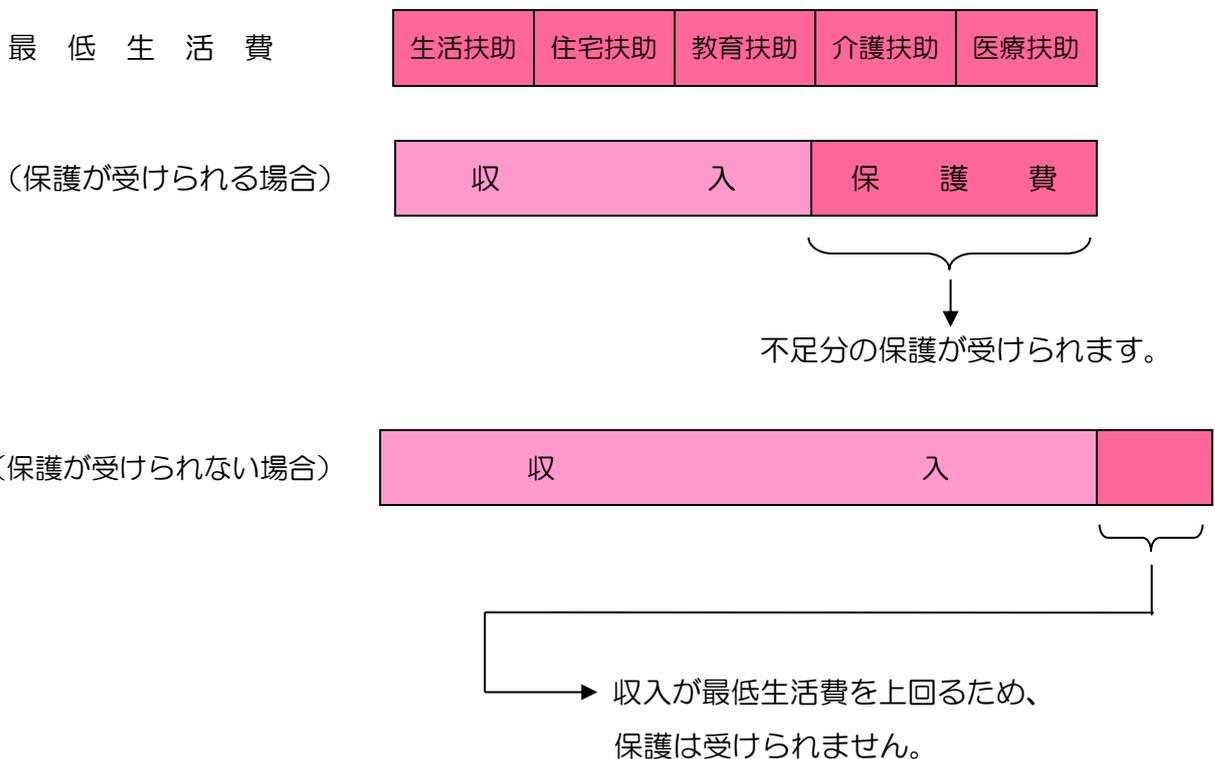
生活保護にはつぎの8つの種類（扶助といいます。）があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- ① 生活扶助 日常生活に必要な費用（食費、被服費、光熱水費、家財代など）
- ② 住宅扶助 家賃、地代などの費用
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な学用品、給食代などの費用
- ④ 介護扶助 介護サービスを受けるための費用
- ⑤ 医療扶助 病院などで医療サービスを受けるための費用
- ⑥ 出産扶助 出産のための費用
- ⑦ 生業扶助 就労に必要な技能・資格の取得や高校などの就学費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭のための費用

生活保護のしくみ

生活保護は、その世帯の家族数、年齢などをもとに国が定めた方法で計算した月ごとの最低生活費（介護費及び医療費を含む。）とその世帯の収入を比べて、その結果、世帯の収入が最低生活費より少ない場合、不足分について保護が受けられることとなります。

（例図）



生活保護の手続き

相談

生活にお困りの方は、福祉事務所か地区民生委員へ相談してください。

申請の手続き

生活に困っている本人、その扶養義務者の方又はその他の同居の親族の方が、福祉事務所へ保護の申請をしてください。

(保護の申請)

生活にお困りの状況をお聞きして、生活保護を申請する意思のある方については、保護申請書とともに、必要な書類をお渡しします。

(必要書類の提出)

お渡しした書類はできるだけ早く福祉事務所へ提出してください。書類の提出が遅れると、保護の決定が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

調査

申請の手続きがすむと、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が、生活に困っておられる状況や保護を受けるための要件が満たされているかどうか家庭訪問を行い、また資産・収入状況などを調査します。

決定

保護が受けられる場合

「保護決定通知書」を送ります。

保護が受けられない場合

「保護申請却下通知書」を送ります。

（何らかの理由で14日以内に決定されない場合でも30日以内には決定します。）

保護費の支払い

保護開始直後については、福祉事務所で支払います。それ以後については、「口座振替」等により支払います。

（原則として14日以内）

決定に疑問があるとき

※審査請求等（原則として日本国籍を有する方に限ります。）

- 1 生活に困窮した場合に生活保護を受けることは国民の権利であることから、当然受けられるはずの保護が正当な理由もなく行われなかった場合などには、行政上の不服申立てによる救済の途が認められています。
 - ① 都道府県知事への不服申立て（審査請求）

福祉事務所長の行った保護開始申請却下、保護停止・廃止、就労自立給付金・進学準備給付金の支給などの処分不服がある者は、都道府県知事に対し、審査請求を行うことができます。都道府県知事は、福祉事務所長の処分が違法又は不当でないかについて審査した上で裁決します。
 - ② 厚生労働大臣への不服申立て（再審査請求）

都道府県知事の裁決に不服のある者は、さらに厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができます。
- 2 都道府県知事の裁決を経た後は、裁判所に対して訴訟を提起することができます。

生活保護を受けたときの権利

- 1 正当な理由なく、すでに決定された保護を止められたり、保護費を減らされたりすることはありません。
- 2 保護費として支給されたお金や品物には、税金がかかったり、また、差し押さえられることはありません。

生活保護を受けたときの義務

1 努力をしてください。

自分自身の能力に応じて働き、節約をはかり、生活の維持、向上のために努力してください。

2 次のようなことが生じたときには、すぐに届け出てください。

- ① 新たに収入を得たり、収入が増えたり減ったりしたとき
- ② 新たに働くようになったり、やめたり、仕事が変わったりしたとき
- ③ 家族の人数が変わったとき
- ④ 入院したり、退院したとき
- ⑤ 家賃・間代・地代が変わるとき
- ⑥ 引っ越しするとき
- ⑦ その他家族や生活の状況が変わったとき

※ もし、届出をしなかったり、偽りの届出をしたりして不正に保護を受けたときは、不正に受けた保護費の返還を求められたり、罰せられることがありますので、世帯の状況はありのままを届けてください。

3 指導・指示に従ってください。

生活の維持、向上をはかり、適切に保護を行うため、指導や指示をすることがあります。このときは必ず従ってください。もし、従っていただけない場合は、保護を続けることができなくなることがあります。

生活保護を受けたときのその他の援護

- ① 市・県民税の非課税又は減免
- ② 固定資産税・軽自動車税の減免
- ③ 証明（住民票など）・閲覧手数料の免除
- ④ 国民年金保険料の免除
- ⑤ NHK放送受信料の免除
- ⑥ し尿収集手数料（くみ取り料金）の減免
- ⑦ 大型ごみ収集運搬手数料の免除（1年度中に3個まで）

ただし、家電リサイクル法の対象となる、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、別途リサイクル料金を支払う必要があります。

- ⑧ 水道料金及び下水道使用料（いずれも2か月につき0～20m³相当額）の減免
- ⑨ JR通勤定期の3割引
- ⑩ 市営住宅への入居申込資格の特例
- ⑪ 私立高等学校授業料の軽減
- ⑫ 公私立幼稚園授業料の減免・補助
- ⑬ 公私立保育園保育料が無料
- ⑭ 各種がん検診等の受診料の免除

地区担当員の役割

地区担当員（ケースワーカー）は、適切に保護を行うために家庭訪問などにより必要な質問や助言、指導を行いますので協力してください。

あなたの生活で困ったことが起こったり、わからないことがありましたら遠慮なく相談してください。

民生委員の役割

福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区で生活にお困りの方の相談に応じ、福祉事務所への橋渡しをしてもらっています。

お住まいの地域を担当する民生委員については、地区担当員（ケースワーカー）へお問合せください。

福祉事務所一覧表

福祉事務所	所在地	電話番号
中福祉事務所 (中区厚生部生活課)	〒730-8565 中区大手町四丁目1番1号	第一保護係 (082) 504-2571 第二保護係 (082) 504-2688 第三保護係 (082) 504-2572 第四保護係 (082) 504-2689 第五保護係 (082) 504-2331 第六保護係 (082) 504-2334 第七保護係 (082) 504-2443 第八保護係 (082) 504-2333
東福祉事務所 (東区厚生部生活課)	〒732-8510 東区東蟹屋町9番34号	第一保護係 (082) 568-7726 第二保護係 (082) 568-7727 第三保護係 (082) 568-7728
南福祉事務所 (南区厚生部生活課)	〒734-8523 南区皆実町一丁目4番46号	第一保護係 (082) 250-4104 第二保護係 (082) 250-4105 第三保護係 (082) 250-4141 第四保護係 (082) 250-4149 第五保護係 (082) 250-4155
西福祉事務所 (西区厚生部生活課)	〒733-8535 西区福島町二丁目24番1号	第一保護係 (082) 294-6117 第二保護係 (082) 294-6119 第三保護係 (082) 294-6583 第四保護係 (082) 294-6069 第五保護係 (082) 294-6135
安佐南福祉事務所 (安佐南区厚生部生活課)	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38番13号	第一保護係 (082) 831-4940 第二保護係 (082) 831-5010 第三保護係 (082) 831-4973
安佐北福祉事務所 (安佐北区厚生部生活課)	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19番22号	第一保護係 (082) 819-0576 第二保護係 (082) 819-0620
安芸福祉事務所 (安芸区厚生部生活課)	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2番16号	第一保護係 (082) 821-2806 第二保護係
佐伯福祉事務所 (佐伯区厚生部生活課)	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4番5号	第一保護係 (082) 943-9726 第二保護係 (082) 943-9764

生活保護の申請時に提出していただく書類等

保護申請書・資産申告書・収入申告書・同意書

印かん（上記書類に押印していただきます。印かんがなくても申請できますが、申請後すみやかに上記書類に押印してください。）

生活保護の審査・決定に必要な書類

① 提出していただく所定の書類

家賃（地代）証明書・在学証明書・口座振込依頼書・生活歴
（その他）

② 扶養義務者の方からの扶養届

扶養義務者の状況に応じて、福祉事務所から直接送付させていただく場合と申請者を通じて送付させていただく場合があります。

③ 確認させていただく他法関係書類など

収入・年金・手当など

給与明細書・収入控（自営業、日雇労働など給与明細書のない場合）

各種年金裁定（改定）通知（名称：）

各種公的年金証書（名称：）

年金手帳・ねんきん定期便・年金加入記録のお知らせ

児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書

児童手当・障害児福祉手当・特別障害者手当の受給額の分かる書類・通帳

雇用保険被保険者証及び離職票

医療・介護など

国民健康保険被保険者証・国民健康保険高齢受給者証・国民健康保険退職被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・各種健康保険証（名称：）

各種健康保険証の限度額適用・標準負担額減額認定証

ひとり親家庭等医療費受給者証・こども医療費受給者証・重度障害者医療費受給者証

自立支援医療等受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・特定医療費（指定難病）受給者証

介護保険被保険者証

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・被爆者健康手帳・障害福祉サービス受給者証

納入通知書（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）

（その他）

④ その他

預金通帳・生命保険証書・家屋（土地）賃貸借契約書・土地（家屋）登記簿・

車検証・納税通知書（固定資産税・軽自動車税）・在留カード又は特別永住者証明書・

パスポート・マイナンバーの確認できる書類

（その他）

※ ③と④の書類などは申請時に用意していただくと、申請後の審査がスムーズになりますので、ご協力下さい。